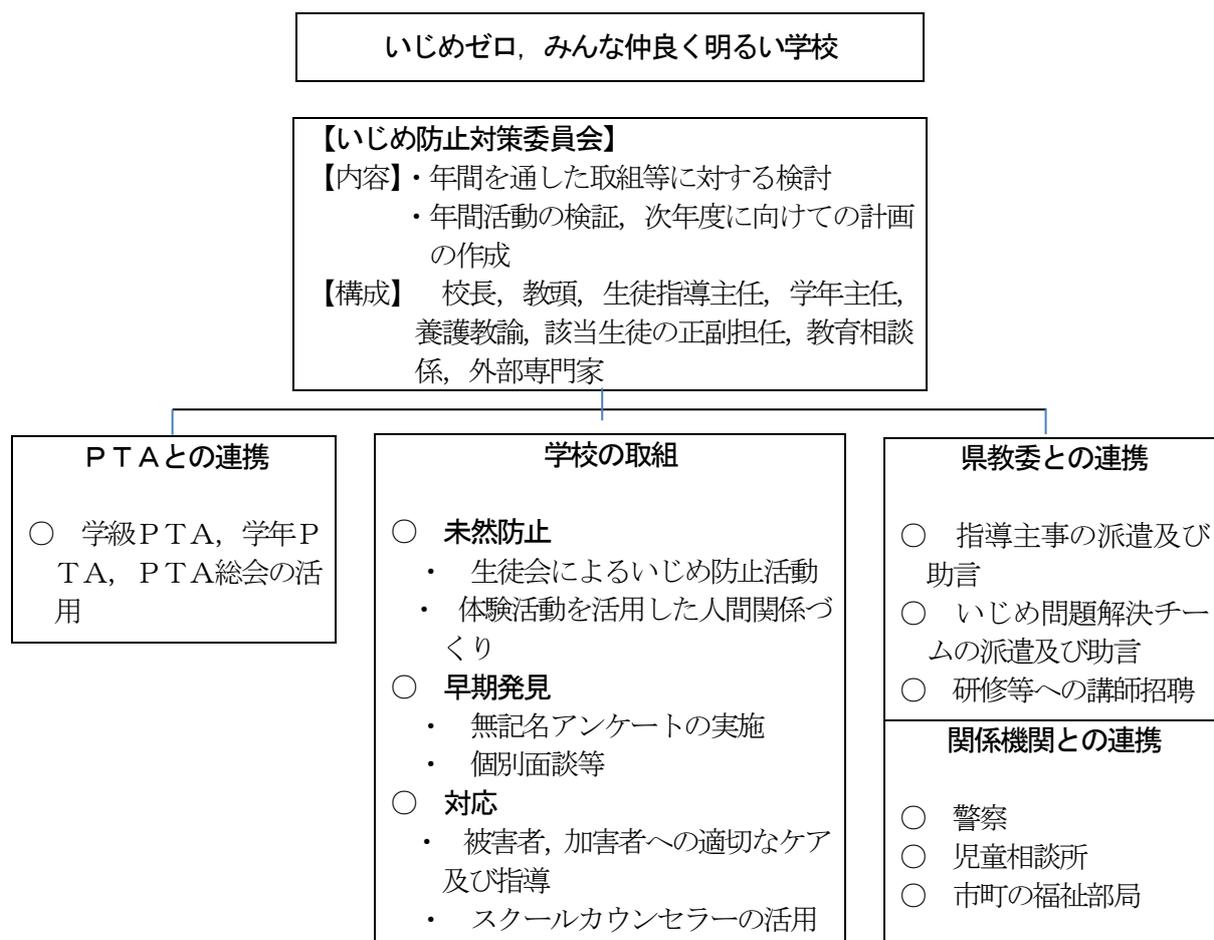


鹿児島県立鹿児島東高等学校いじめ防止基本方針



1 校内組織

(1) いじめ防止対策委員会の構成

校長・教頭・生徒指導主任・学年主任・養護教諭を基本とし, 必要に応じて該当生徒の正副担任, 教育相談係, 外部の専門家等を加える。

(2) 委員会の所掌事項

- ア いじめの未然防止の体制整備及び取組
- イ いじめの状況把握及び分析
- ウ いじめを受けた生徒に対する相談及び支援
- エ いじめを受けた生徒の保護者に対する相談及び支援
- オ いじめを行った生徒に対する指導
- カ いじめを行った生徒の保護者に対する助言
- キ 専門的な知識を有する者等との連携等
- ク その他いじめの防止に係ること

2 【いじめに関する年間指導計画】

	生徒関係	職員関係	検証関係
4月	・携帯電話紛込み許可申請等	・いじめ防止対策委員会	・年間の取組の確認
5月	・いじめ問題を考える週間 ・アンケート調査	・LHR等での啓発 ・未然防止の取組 ・職員の意識調査	・アンケートの分析
6月	・第1回教育相談 (第1回学校楽しいーと実施)	・校内研修 ・教育相談後の情報交換, 共有	・教育相談のまとめ
7月	・クラスマッチ (仲間作り) ・指導講話 (終業式) ・携帯電話等利用実態調査	・状況把握	
8月		・いじめ防止対策委員会	・1学期の取組の総括 ・2学期に向けての取組確認
9月	・体育祭 ・いじめ問題を考える週間 ・アンケート調査 ・第2回教育相談 (第2回学校楽しいーと実施)	・LHR等での啓発 ・教育相談後の情報交換, 共有	・アンケートの分析 ・教育相談のまとめ
10月	・情報モラルについての指導 ・文化祭 (いじめ防止の啓発)	・未然防止の取組	
11月	・命の大切さを学ぶ教室等	・未然防止体制の整備	
12月	・寺山遠行 (第2回学校楽しいーと実施)	・状況把握	・アンケートの分析 ・学期の取組の総括 ・3学期に向けての取組確認
1月	・第3回教育相談 (第3回学校楽しいーと実施)	・教育相談後の情報交換, 共有	・教育相談のまとめ
2月			
3月	・一年間を振り返る	・いじめ防止対策委員会	・年間の総括 ・次年度に向けての取組確認

(年間計画は年度によって変更あり。)

3 補足資料

本校のいじめに関する指導は、「鹿児島県いじめ防止基本方針」及び「いじめ防止対策推進法」に乗っ取り行っている。以下補足資料としてその抜粋を示す。

鹿児島県いじめ防止基本方針（抜粋）

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、子どもの人権に関わる重大な問題であり、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

一方で、児童生徒は学校生活における様々な人間関係の課題に直面しながら、個人として、あるいは集団として関係を調整しつつ課題を解決していく。学校教育におけるそうした普遍的な営みこそが、いじめの問題の解決においても重要であり、教育活動全体を通じて、いじめを許さないという一人一人の心と、集団としての問題解決ができる力を育てることを大切にしなければならない。

なお、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に取り組まなければならない。

2 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）以下同じ

（定義）

第2条この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

2 いじめ防止対策推進法（概要） 平成25年交付

一 総則

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。
※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）
- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

二 いじめの防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）について定めること。
※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務
- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

三 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として（1）道徳教育等の充実、（2）早期発見のための措置、（3）相談体制の整備、（4）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として（5）いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、（6）調査研究の推進、（7）啓発活動について定めること。
- 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として（1）いじめの事実確認、（2）いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、（3）いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。
- 4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

四 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 地方公共団体の長等（※）に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。

※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

五 雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。